

(R5.4.1 改訂第6版)

学校園における新型コロナウィルス感染症

対策マニュアル

～子どもの安心・安全を確保し、
子どもの学びを止めないために～

市町村立学校園版

大阪府教育庁



©2014 大阪府もずやん

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、各校において、本対策マニュアル等に基づき、ご対応いただいているところです。今後も感染状況に関わらず、基本的な感染対策を講じ、学校運営を行っていく必要があります。

また、保護者とも連携しながら、一人ひとりの子どもの状態を把握し、教職員等全体で支えていくとともに、新型コロナウイルスに関わっての偏見や差別、いじめが生起しないよう十分留意し、取組みを進めていく必要があります。この度、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定され、令和5年3月17日付け4文科初第2507号において、新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について示されました。

これらを踏まえ、大阪府教育庁として本マニュアルを改訂いたします。

引き続き、本マニュアルを参考に、各市町村、学校園において感染症対策に努めていただきますようお願いします。

なお、本マニュアルは、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて加筆・修正する場合があります。

大阪府教育庁

目 次

新型コロナウイルス感染症対策において留意すべき 6 つの観点	3
第 1 章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について	4
1. 新型コロナウイルス感染症について	4
2. 地域ごとの行動基準	4
第 2 章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について	5
1. 児童生徒等への指導	5
2. 基本的な感染症対策の実施	6
(1) 感染源を絶つこと	6
(2) 感染経路を絶つこと	8
(3) 抵抗力を高めること	14
3. 集団感染のリスクへの対応	14
(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）	14
(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）	16
(3) 「密接」の場面への対応（マスクについて）	17
4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について	17
(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等	17
(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合	18
5. 児童生徒・保護者のケアについて	19
6. 偏見や差別・いじめへの対応	20
7. 新型コロナワクチンと学校教育活動について	21
8. 保護者との連携	22
9. 教職員の感染症対策	23
第 3 章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について	24
1. 各教科等について	24
2. 儀式的行事等について	25

3. 部活動	25
4. 給食	26
5. 図書館	26
6. 清掃活動	26
7. 休み時間	26
8. 登下校	26
 第4章 感染が広がった場合における対応について	28
1. 学校において感染者等が発生した場合の対応について	28
(1) 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合	28
(2) 学校内で体調不良者が発生した場合の対応	29
(3) 児童生徒等の同居者が濃厚接触者となった場合の対応	29
(4) 海外から帰国した児童生徒等への対応について	29
2. 臨時休業の判断について	30
 第5章 幼稚園等において特に留意すべき事項について	31
 別添資料	
資料1. 関係法令抜粋	
資料2. 「体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点」	
資料3. 「新型コロナウイルス感染症にかかる府立支援学校における留意事項（抜粋）」	
資料4. 「児童生徒・保護者のケアのために」	
資料5. 「大阪府 帰国・渡日学校生活サポート WEB ページ」	
資料6. 「新型コロナウイルス感染症に伴う差別等について考える教材及び学習指導案について」	
資料7. 「幼稚園、認定こども園の園児・保護者のみなさんへ—カウンセラーからのメッセージ—」	

新型コロナウイルス感染症対策において留意すべき6つの観点

I 基本的な感染症対策を講じる。

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組みを、誰もが実施できるようにする。

II 3つの密を避けることに留意する。

リスクが高くなる3つの密を避けるよう工夫を行う。

3つの密：「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声する密接場面」

III 校内の保健管理体制を整備する。

学校三師等と連携した保健管理体制を整備し、児童生徒等の健康観察や、教室及びトイレ等の環境整備を適切に実施する。

IV 日頃の連絡体制を構築する。

発熱や咳等の健康状態の把握や健康管理について、家庭等と適切に連携できるよう、あらかじめ連絡体制を構築しておく。

V 心の健康問題に適切に対応できる体制を構築する。

学習に対する不安や、新型コロナウイルス感染症に対する不安等を抱える児童生徒等の状況を把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアを適切に実施できる体制を構築しておく。

VI 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を生起させない体制を整備する。

感染者や濃厚接触者とその家族、また、治療にあたる医療従事者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、正しい知識に基づいた指導を行うことなどを通じて、偏見や差別が生じないよう十分に留意すること。また、マスクの着用の有無にかかる児童生徒等への心無い発言や新型コロナウイルス感染症に関連したからかいなどが生起しないよう指導する。

感染者が確認された場合は、個人が特定されることが無いよう十分に配慮するとともに、SNS等で不用意な発言の発信をしないよう指導する。

第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

1. 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の流行が始まって4年めに入り、感染者数は増減を繰り返していますが、ウイルスの変化やこれまでの対応の蓄積、新しい知見などにより、徐々に日常の生活を取り戻しつつあるところです。

令和5年2月10日には、「マスク着用の考え方の見直し等について」が新型コロナウイルス感染症対策本部決定として示され、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とすること」が示されました。

学校では、「3つの密」を避ける、「人と人との距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など基本的な感染対策を継続するとともに、授業や部活動、各種行事等の教育活動を実施し、子どもの健やかな学びを保障していくことが必要です。

2. 地域ごとの行動基準

大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において府民への呼びかけ等が示された場合には、その内容を踏まえ、自治体の衛生主管部局と相談の上、市町村教育委員会が判断することとなります。

第2章 学校における基本的な新型コロナウィルス感染症対策について

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組みを誰もが実施できるようにすることが重要です。

また、新型コロナウィルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、教育活動を継続しつつ、感染拡大リスクが高い「3つの密」の回避、「人と人との距離を確保」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」といった基本的な感染症対策を講じることが重要です。

1. 児童生徒等への指導

児童生徒等が本感染症を正しく理解するとともに、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるように、「新型コロナウィルス感染症の予防」等の、参考資料を活用して感染症対策に関する指導を行うことが重要です。

障がいのある児童生徒等の中には、障がいの状況や発達の程度により、感染リスクや感染症対策への理解や新しい生活様式へのスムーズな移行が困難な児童生徒等もいることから、まずは教職員がこうしたことへの共通認識を持ち、一人ひとりの子どもたちの心の安定を最優先にしながら個々の状況に応じた適切な感染症予防対策を行うことが求められます。

あわせて、視覚支援などを活用したわかりやすい説明や見通しを持たせること、児童生徒等の特性や強みを活かしながら代替できる感染症対策を検討するなどの指導の工夫を行うことが大切です。

《参考URL》文科省HP「新型コロナウイルス感染症の予防に関する指導資料」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

○新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～

令和4年3月改訂

○改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引（追補版）「感染症の予防～新型コロナウイルス感染症～」

目次：

指導例① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

指導例② 感染症の予防1（手洗い）

指導例③ 感染症の予防2（正しいマスクの付け方）

指導例④ 感染症の予防3（3つの密）

指導例⑤ 感染症の予防4（予防接種）

指導例⑥ 正しい情報の収集

指導例⑦ 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見

指導例⑧ 新しい生活様式



2. 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の3つのポイントを踏まえ、取組みを行います。

3つのポイント：「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」

（1）感染源を絶つこと

① 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には自宅での休養を促し、無理して登校しないよう指導すること。

※ この場合、児童生徒の指導要録上は、「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入する。

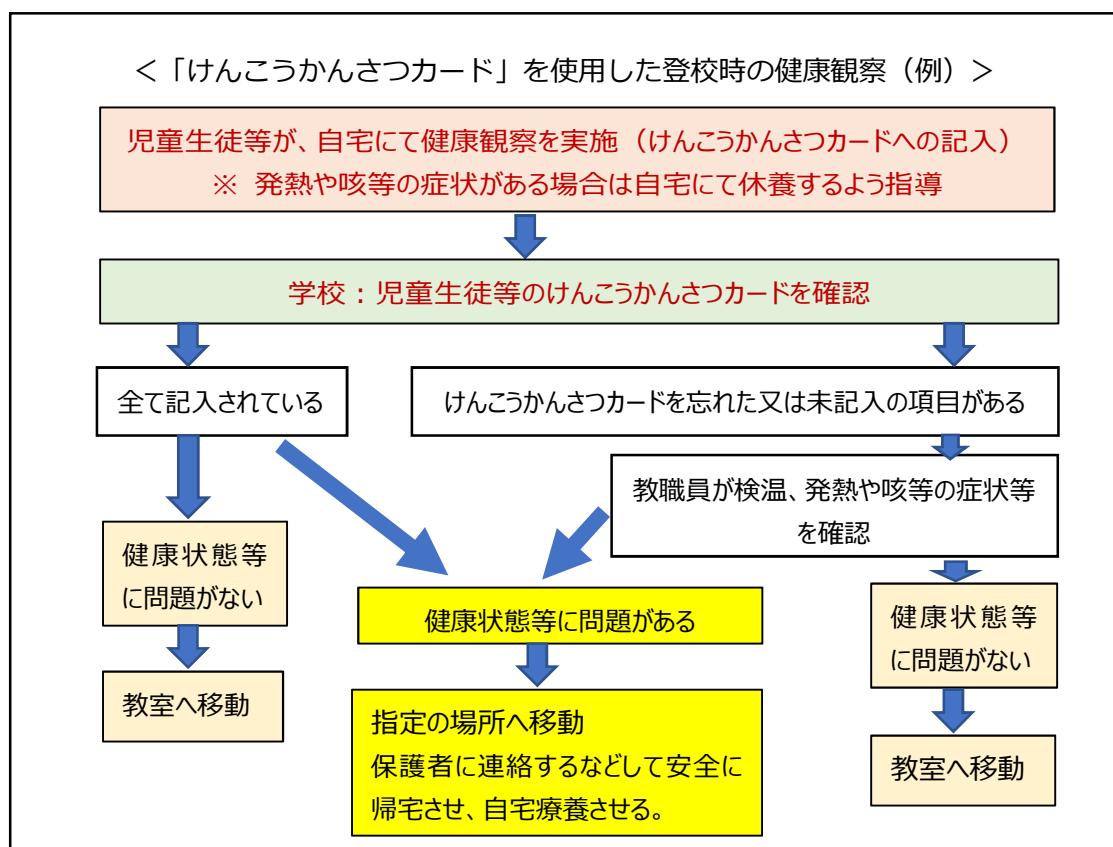
※ 感染がまん延している地域では、児童生徒等だけでなく、同居者の健康状態にも留意する。

※ 同居者が陽性と判定された場合等は、当該児童生徒等への対応が必要となることがあるため、平時からの連絡体制を整えておく。

② 登校前に自宅にて健康観察を実施するよう指導すること。

あわせて、体調が悪い時は自宅での休養を促し、無理して登校しないよう指導する。この場合、児童生徒の指導要録上は、「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入する。

- ※ 登校時には、児童生徒等の検温結果等の健康状態を把握する。
- ※ 必要に応じて「けんこうかんさつカード」等を活用する。
- ※ 自宅で検温や健康観察等が十分に行えない児童生徒等に対しては、必要に応じて学校で適切に支援する。
- ※ 感染がまん延している地域では、児童生徒等だけでなく、同居する方の健康状態（未診断の発熱等）にも留意する。



③ 登校後に発熱等の症状を確認した場合は速やかに帰宅させること。

発熱等の症状がみられる場合には、保護者に迎えに来てもらうなど、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状が軽快するまでは自宅で休養するよう指導する。

- ※ この場合、児童生徒の指導要録上は、「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入する。本マニュアルの「第4章1節(2)」、

別添資料2「体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点」を参考ください。

※ 上記①～③において、アレルギー疾患や喘息等（風邪症状等と類似の症状がある疾患等）の持病がある児童生徒等については、健やかな学びを保障する観点等を踏まえつつ、丁寧に聞き取りを行うとともに個別の状況に応じて適切に判断することが重要です（一律に出席停止とはしない）。なお、「診断書等」の提出を求める必要はありません。

（2）感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染します。

一般的には1メートル以内の近接した環境において感染しますが、エアロゾルは1メートルを超えて空気中にとどまりうることから、長時間滞在しがちな、換気が不十分であったり、混雑した室内では、感染が拡大するリスクがあることが知られています。

また、ウイルスが付いたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあります。感染経路を絶つためには手洗いなどの手指衛生や換気等が大切です。以下、①手洗い、②咳エチケット、③清掃・消毒について解説します。（換気については、本章「3. 集団感染のリスクへの対応」を参照ください。）



（出典：厚生労働省ホームページ）

飛沫感染： 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することを言います。

接触感染： 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触るとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で目や鼻、口を触ると粘膜から感染することを言います。

①手洗い

接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口ができるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底させてください。

様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後や、活動の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。

手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。手洗い場に石けんを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備してください。

アルコール製剤などによる手指消毒の際は、様々なところに触れる「指先」を念入りに行うとよいとされています。

また、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があつたりするような場合は、石けん等の使用を強要せず、「流水でしっかり洗う」対応で良いといった配慮を行います。

なお、児童生徒等に一律に消毒液の持参を求めるることは適当ではありません。（それぞれの保護者が希望する場合には、この限りではありません。）

石けんやハンドソープを使った 丁寧な手洗いを行ってください。		
手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後	1回	約0.01% (数百個)
流水で 15秒すすぐ	2回 繰り返す	約0.0001% (数個)

手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

【資料元】：株式会社日本洗浄研究所、NO.496-500.2006 カセイ研



（参考文献）森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)

手洗いの6つのタイミング

外から教室に入るとき



咳やくしゃみ、鼻をかんだとき



給食（昼食）の前後



掃除の後



トイレの後



共有のものを触ったとき



正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。



指先・爪の間を急入力にこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーバータオルで
よく拭き取って乾かします。



厚労省



②咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

③清掃・消毒

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあります、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。

このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。

下記の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の作業を取り入れるようにしましょう。過度な消毒は不要です。

これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えないと考えます。また、教員業務支援員や地域学校協働本部による支援等、地域の協力を得て実施することも考えられます。

1) 普段の清掃・消毒のポイント

- ・多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアの取手、手すり、スイッチなど）は1日に1回程度、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭くこと。また、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導すること。
- ・床や机、いすについては、通常の清掃活動の範囲で対応すること。
(特別な消毒作業の必要はない)
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃すること。(特別な消毒作業の必要はない)
- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認

するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認すること。

(参考)

- 「経済産業省・独立行政法人製品評価技術基盤機構作成リーフレット 新型コロナウイルス対策 ご家庭にある洗剤を使って 身近な物 を消毒しましょう！」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522009/20200522009-1.pdf>

- 新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている製品リスト

<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>

上記に加えて、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要ですが、実施する場合には、極力、教職員ではなく、教員業務支援員等の活用や業務委託等を行うことによって、各学校の教職員の負担軽減を図ることも重要です。

学校の設置者及び校長は、消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び抵抗力の向上という基本的な感染症対策を重視し、「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ過度な消毒とならないよう、十分な配慮が必要です。

2) 消毒の方法等について

- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水や亜塩素酸水を使用すること。それぞれ経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。また、必要に応じて学校薬剤師等と連携すること。
- ・空間中のウイルス対策については、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）において、「人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響の恐れがあることから推奨されていません。各製品が健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を

守って適切に使用することを妨げるものではありません」とされている。

その他空間噴霧については、同特設ページ及び「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」（厚生労働省ホームページ）を確認すること。

(参考) 厚生労働省 HP

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け） | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

- ・消毒作業中に目・鼻・口・傷口などを触らないようにすること。
- ・換気を十分に行うこと。

3) 感染者が発生した場合の消毒について

- ・児童生徒等や教職員の感染が判明した場合は、必要に応じて及び学校薬剤師等と連携し、適宜消毒を行うこととなります。必ずしも専門業者をいれて施設全体を行う必要はありません。当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または遊離塩素濃度 25ppm (25mg/L) 以上の亜塩素酸水消毒液を使用して消毒を行います。（なお、トイレについては、消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または遊離塩素濃度 100ppm (100mg/L) 以上の亜塩素酸消毒液を使用して消毒します。）
- ・症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。
- ・物の表面についてのウイルスの生存時間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存時間を考慮して一時的に立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

(3) 抵抗力を高めること

身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。



3. 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、以下の3つの条件（3つの密「密閉」、「密集」、「密接」）が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。

この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」が望ましいとされます。

①換気の悪い 密閉空間



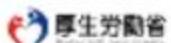
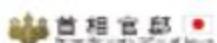
②多数が集まる 密集場所



③間近で会話や 発声をする 密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、**クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。**
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合は30分に1回（5分程度）実施してください。窓は10cmから20cm程度であっても常時開けておくだけで換気効果があります。廊下の窓を開けることも必要です。換気は2方向の窓やドアを同時に開けて行うようにします（対角線上の窓等を開けると換気がスム

ーズに行われます)。

授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や教室の配置などにより異なることから、換気方法について、必要に応じて学校薬剤師と相談します。

①窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くならないように配慮します。

②体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにします。

③エアコンを使用している部屋

換気機能のないエアコンは、室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、使用時に換気が必要です。

④換気設備の活用と留意点

学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転します。また、換気設備が人数に必要な換気能力を有するとは限りませんので、換気能力を確認し、必要な場合には、窓開け等による自然換気と併用しましょう。なお、換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、必要に応じ、清掃を行うようにしてください。

⑤冬季における換気の留意点

冷気が入り込むために窓を開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザ等の感染症が流行する時期でもありますので、徹底して換気に取り組むことが必要です。気候上可能な限り、常時換気に努めてください。(難しい場合には、30分に1回(5分程度)実施。)

イ) 室温低下による健康被害の防止

換気による室温を保つことが困難な場面が生じることから、その場合には、室温低下による健康被害が生じないよう、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について、柔軟に対応してください。

また、室温が下がりすぎないよう、空き教室等の人のいない部屋の

窓を開け、廊下を経由して、少し温まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、気温変化を抑えるのに有効です。

口) 機器による二酸化炭素濃度の計測

十分な換気ができているかを把握し適切な喚起を確保するために、適宜学校薬剤師の支援を得つつ、めやすとして CO_2 モニター等により二酸化炭素濃度を計測することも考えられます。学校環境衛生基準では、1500ppmを基準としています。

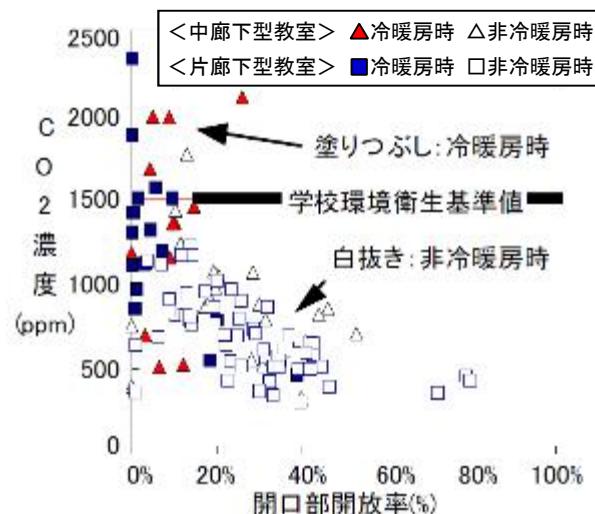
政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店等の場合には、1000ppm以下が望ましいとされており、昼食時には換気を強化するなど、必要に応じ、児童生徒の活動の態様に応じた換気をしてください。

(参考) 学校における窓・扉の開け方と換気の状態の例

右の図は、ある学校において、各クラスの時限毎の窓・扉の開放率（窓・扉の面積に対する開放部の面積比率）と二酸化炭素（ CO_2 ）濃度との関係を、冷暖房使用の有無や教室の配置状況別に示したものです。

窓・扉の開放率が10%以下になると、 CO_2 濃度が学校環境衛生基準で規定している1500ppmを超えることが多くなっています。

（出典）学校における温熱・空気環境に関する現状の問題点と対策－子供たちが健康で快適に学習できる環境づくりのために－（日本建築学会、2015年3月）



(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）

学校は「3つの密」となりやすい場所であり、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

児童生徒の間隔については、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなど、現場の状況に応じて柔軟に対応してください。

(3) 「密接」の場面への対応（マスクについて）

学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めることが基本となります。

ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、マスクを着用することが推奨されます。

基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できなかったりする児童生徒もいることなどから、そういった者にマスクの着脱を強いることのないようにしてください。児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導をお願いします。

学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、第3章1.に示すような一定の感染症対策を講じることが望ましいです（部活動等において同様の活動を実施する場合も同様です。）。

加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにしてください。

また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導することが必要です。

これらは、儀式的行事の場面においても同様であり、国歌・校歌等の斉唱や合唱時、いわゆる「呼びかけ」を実施する時等も含めて、児童生徒や教職員のほか、来賓や保護者に対しても、マスクの着用を求めることが基本となります。

4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について

(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障がいがある者もおり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。

医療的ケア児の登校に当たって、学校は、事前に受け入れ体制や医療的ケアの

実施方法などについて、学校医等に相談し、十分安全に配慮します。

その際、本マニュアルに基づく対応を基本としつつ、「医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する学校における留意事項（改訂版）（令和2年12月9日付け改訂版）」を参考してください。

https://www.mext.go.jp/content/20201209-mxt_tkubetu01-000007449_01.pdf

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（以下、「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をします。

これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常災害等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。指導要録上も「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入を行うようにしてください（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。

このほか、支援学級等における障がいのある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられることもあることから、児童生徒等の障がいの種類や程度等を踏まえ、適切に対応します。こうした対応に際しては、必要に応じ、学校医等の助言を得ること、児童生徒等の安全確保などの観点から指導や介助等において必要となる接触などについて保護者に対し事前に説明することが重要です。

なお、障がいのある児童生徒等への指導等を行う際の考え方については、本マニュアルに基づく対応を基本としつつ、「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組（令和2年6月19日版）」や別添資料3「新型コロナウイルス感染症にかかる府立支援学校における留意事項（抜粋）」を参照ください。

https://www.mext.go.jp/content/20200619-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

（2）保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。

その上で、生活圏において感染経路の分からず患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないなどの柔軟な取り扱いも可能です。また、校長が「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入す

る際の合理的な理由の判断に当たって、感染力の強い変異株がまん延している状況や、高齢者や基礎疾患のある方がいるなどの家庭・家族の状況、地域の医療体制のひっ迫の程度等を踏まえることが必要と考えられます。（「非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」について判断することとなります。）その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務もふまえ、児童生徒の学びが保障されるよう配慮してください。

5. 児童生徒・保護者のケアについて

長引く新型コロナウイルス感染症による家庭環境の変化等により、友人関係や学習、進路や将来のことなど、様々な思いや悩みを抱きながら生活を送ってきた子どもたちがいると考えられます。

まずは一人ひとりの子どもの思いを把握し、教職員が受け止め、支えていくことが必要です。

また、以下のようなことが、どの学校でも、どの子どもにも起こる可能性があります。

- ・これまでマスクを着用する機会が多かったことによるコミュニケーション等への影響
- ・朝起きられない、体調不良、不安等の理由で、遅刻や欠席が繰り返され、不登校状態になっていく。
- ・腹痛・頭痛や不眠、食欲不振、退行、うつ、がんばりすぎる等の症状が、心や体、行動に現れる。
- ・教室や体育館等、大勢の人がいる場所に出入りできないと訴えるようになる。
- ・対人関係がうまくいかないこと（休み中のSNSトラブル等）や、暴力行為等が増える。
- ・感染者やその疑いのある人等に対するからかい・中傷などの発言やいじめ（ネット上も含む）が増加する。
- ・授業中に集中できない児童生徒が増加する。校内での怪我が増加する。
- ・周囲が気になりマスクをつけたりはずしたりすることに不安を感じる。

このようなことが想定される中、児童生徒が安心・安全に学校生活を送るために、児童生徒・保護者のケアを適切に行えるようにしましょう。

6. 偏見や差別・いじめへの対応

新型コロナウイルスに関わって、感染者や濃厚接触者とその家族、また治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は人権侵害であり、断じて許されないことです。正しい知識に基づいた指導を行うことなどを通じて、偏見や差別が生じないように十分留意する必要があります。

また、マスクの着用の有無やワクチン接種の有無によって児童生徒へ心無い発言をしたり、新型コロナウイルス感染症に関連したからかいなどが生起したりしないように指導することや、感染者が確認された場合は、SNS等で不用意な発言の発信をしないように指導することが必要です。

具体的な取組みについては、別添資料6「新型コロナウイルス感染症に伴う差別等について考える教材及び学習指導案について」を参照ください。

今後、教職員が新型コロナウイルスに関する偏見や差別・いじめ等を発見したり、児童生徒や保護者から相談を受けたりすることが考えられます。

一人で抱え込んだり、「これぐらいなら大丈夫」などと判断したりせず、速やかにいじめ対策組織で情報を共有するとともに、被害児童生徒等に寄り添う姿勢で対応します。

あわせて、加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導することはもちろんですが、一方で、その行為に至った背景には、家庭内のストレスや不安あるいは虐待等の要因も考えられることから、これらの可能性を考慮して、支援していくことも大切です。

対応に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家をはじめ、関係機関等とも連携していきます。

また、いじめに限らず、児童生徒等が悩みや不安について相談できるよう、改めて次の相談窓口を参考に児童生徒等・保護者に周知徹底します。

●『LINE相談』大阪府教育センター

毎週日・月・火・水・木曜日 19:00～22:00（受付は21:30まで）

*令和5年4月12日（水）～令和6年3月18日（月）に実施します。

但し、8月13日（日）～8月17日（木）、12月26日（火）～1月7日（日）
を除きます。

●『すこやか教育相談24』

電話：0120-0-78310（無料） 24時間対応の電話相談窓口です。

●『すこやか教育相談』大阪府教育センター

「すこやかホットライン」（子どもからの相談）

電話：06-6607-7361 Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

「さわやかホットライン」（保護者からの相談）

電話：06-6607-7362 Eメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

電話相談：月曜日～金曜日 9:30～17:30（祝日・年末年始は休みです）

Eメール相談：24時間窓口設置（但し回答は後日）

FAX相談（06-6607-9826）：24時間窓口設置（但し回答は後日）

●被害者救済システム『子ども家庭相談室』

フリーダイヤル 0120-928-704（18歳未満のみの対応）

06-4394-8754（保護者からの相談も対応）

*大阪府教育委員会が運用する権利擁護機関による相談窓口です。

*午前10時～午後8時 月・火・木曜日（祝日・休日は除く）

「5. 児童生徒・保護者のケア」「6. 偏見や差別・いじめへの対応」については別添資料4「児童生徒・保護者のケアのために」を参照ください。

なお、日本語指導が必要な児童生徒、その保護者には、より丁寧な配慮が必要です。別添資料5「大阪府帰国・渡日学校生活サポートWEBページ」を参照ください。

7. 新型コロナワクチンと学校教育活動について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）は、新型コロナウイルス感染症の重症化予防・発症予防等を目的として、接種が行われています。

教職員の安全を確保するとともに教職員から児童生徒等への感染を防ぐ観点から、希望する教職員が接種を受けることも、感染症対策の1つとして考えられます。新型コロナワクチンを接種することで、接種した人の発症を予防する効果だけでなく、感染を予防する効果も示唆するデータが報告されて

いますが、その効果は100%ではないため、引き続き感染予防対策は継続する必要があるとされています。

ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていません。さらに、予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるべきこと、また、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求めることが重要です。

一方、学校教育活動においても、医療機関等の学校外において実習を行う場合など、何らかの理由で生徒等の予防接種歴を把握する必要が生じることも考えられます。その際には、情報を把握する目的を明確にすること、本人や保護者の同意を得ること、他の生徒等に知られることのないような把握の方法を工夫することなど個人情報としての取扱いに十分に留意して把握するようになります。もしくは、検査等の結果を活用することも考えられます。その他、健康診断に伴う保健調査等として新型コロナワクチンの接種歴が把握される可能性がありますが、そのような場合にも同様に個人情報としての取扱いに十分に配慮する必要があります。

8. 保護者との連携

学校において、感染症対策を徹底しながら教育活動を行うためには、保護者の理解と協力が必要です。以下のことについて、保護者に周知し理解を得ておきます。

- ・子どもに関することや学校の感染症対策等について、不安や悩みがあれば、学校に相談していただきたいこと
- ・登校前に自宅等にて、子どもの健康観察（検温や発熱や咳等の確認）を実施してもらうこと
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が認められる場合は、登校せず自宅にて休養させること
- ・学校からの連絡が常にとれる体制を整えてもらうこと
- ・学校にて発熱や咳等の症状を確認した際には、迎えに来ていただくなどの対応をお願いすること

など

また、これ以外でも例えば、宿泊行事の実施の際等、保護者に意見を聞き、対応を決めることもあります。

9. 教職員の感染症対策

教職員も、児童生徒等と同様に感染症対策に取組む必要があります。学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、「2. 基本的な感染症対策の実施」や、「3. 集団感染リスクへの対応」を参考に、手洗い、自己の健康管理といった感染症対策を一層、徹底するよう留意してください。

出勤前に自宅にて検温等の健康観察を行い記録するなど適切な健康管理に努めてください。発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は無理せず自宅で休養します。教職員が休みやすい環境を作ることも重要です。

職員室等における勤務については、適切な換気を行い、会話をする際にはできるだけ真正面を避けるようにしてください。

会議等を行う際は、適切に換気を行い実施する、集まる必要のない場合はオンラインで開催するなどの工夫をすることも考えられます。

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

1. 各教科等について

各教科等における「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、以下に例として示すような一定の感染症対策を講じることが望ましいです。

【各教科等共通】

◇ 「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うこと。
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータなど補完的な措置を講じること。
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること。

◇ 「一斉に大きな声で話す活動」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うこと。
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータなど補完的な措置を講じること。
- ・ 近距離で向かい合っての発声は控えること。

なお、以下の教科等については、上記の内容に加えて記載の内容にも留意すること。

【理科、図画工作、美術、工芸】

- ・ 共用又は備付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること。

【音楽】

- ・ 合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏の際には、体の中心から前方 1m 程度・左右 50cm 程度をめやすとした距離を確保し、原則、向かい合っての歌唱は控えること。

【家庭、技術・家庭】

- ・ 共用又は備付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること。
- ・ 試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じること。

【体育、保健体育】

- ・ 【各教科等共通】の内容に加えての制限はありません。

また、これらをはじめとする学校教育活動を実施する場合に、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に対してマスクの着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、着用を強いることのないようにしてください。

そのほか、以下の点にも留意します。

- ・ 医療的ケア児及び基礎疾患児のある場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。
- ・ 支援学級における自立活動については、教師と児童生徒等や児童生徒等同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられるため、適切な配慮を行った上で実施すること。

2. 儀式的行事等について

入学式、卒業式、始業式、修了式、開校記念に関する儀式、新任式、離任式等の儀式的行事や他の学校行事、健康診断等の実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえた上で、感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、基本的な感染症対策を講じたうえで実施してください。

なお、保護者等の人数を制限する必要はありません。

また、国歌・校歌等の齊唱や合唱時、いわゆる「呼びかけ」を実施する時等には、体の中心から前方 1m 程度・左右 50cm 程度をめやすとした距離を確保すること。

3. 部活動

基本的な感染症対策を講じたうえで実施してください。

- 大会やコンクール等の参加にあたっては、学校として主催団体とともに責任をもって、対策を講じること。
- 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の対策を講じること。

- 部活動の実施に当たっては、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえること。

4. 給食

児童生徒等全員の食事前後の手洗いを徹底してください。会食にあたっては、適切な換気を必ず行うとともに、大声での会話（教室中に響き渡る声）を控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じることにより「黙食」とする必要はありません。

5. 図書館

第2章3の「（3）『密接』の場面への対応（マスクについて）」や第3章「1. 各教科等について」等を参考に、図書館活動を行ってください。

6. 清掃活動

清掃活動を行う際には、換気のよい状況のもとで実施するようにしてください。掃除が終わった後は、石けんを使用するなどし、必ず手洗いを行ってください。

7. 休み時間

教職員が確認できる範囲外で児童生徒が行動する状況も考えられるため、児童生徒自らが適切な行動をとれるよう、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についてルールを設定することも含めた、指導の工夫が必要です。

8. 登下校

登下校時にも、前項の「休み時間」と同様に、児童生徒等のみで行動する状況が想定されることから、指導の工夫が必要です。

- 集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導。
- 公共交通機関を通勤ラッシュ時等混雑している時間帯に利用する場合は、マスクの着用を推奨する、帰宅後（または、学校到着後）は速やかに手を

洗う、顔をできるだけ触らないなどして、接触感染対策など、基本的な感染対策を徹底。

スクールバスを利用するに当たっては以下のことが考えられます。

- 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- 座席の数と比して利用者が多くなる場合には、会話を控えることの徹底やマスク着用の推奨を行うこと

第4章 感染が広がった場合における対応について

新型コロナウイルス感染症は、当分の間、再流行のリスクが存在します。地域における感染者が増加した場合に備えて学校における対応について想定・準備を進めておくことが重要です。

また、感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならないことであり、これらが生じないよう十分に注意を払いますが、万が一これらの行為が見られた場合には、その被害者に対して十分なサポートを行う必要があります。

各学校や学校設置者におかれでは、まず、感染状況に応じた当該学校に関する地域の自治体の取扱いを確認することが重要です。

1. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

(1) 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

①学校等への連絡

学校への「感染が判明した旨の連絡」は、本人（やその保護者）から入ることとなります。

※ 学校における感染拡大を防ぐ観点からも、学校関係者の感染状況を、学校が正確に把握することが重要となります。児童生徒等や教職員に対して、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、速やかに学校に連絡をするよう伝えるなど、連絡体制を整えておいてください。

②感染者や濃厚接触者等の出席停止

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。また、濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者等（陽性者の感染期間中に手で触れることのできる距離で、必要な感染予防策なしで15分以上話をした者等：大阪府健康医療部HP参照）は、一定期間出席停止の措置を取ります。

なお、感染者や濃厚接触者であった教職員や児童生徒等が学校に出勤、登校するに当たり、学校に陰性証明を提出する必要はありません。

『出席停止期間の基準』

- ・感染者…新型コロナウイルス感染症の療養期間が終了するまで
- ・濃厚接触者…出席停止等の期間は、濃厚接触者として待機を求められている期間を基準とする。

③校舎内の消毒

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合は、必要に応じて学校薬剤師等と連携し、適宜、消毒を行うこととなります。

※ 本マニュアルの「第2章2節（2）③ 清掃・消毒」を参照

（2）学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱や咳等の症状が発生した場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状が軽快するまでは自宅で休養するよう指導します。（この場合、指導要録上は、「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入してください。）

なお、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、必要に応じて別室等で待機させるなどの配慮をします。

（3）児童生徒等の同居者が濃厚接触者となった場合の対応

登校を控えさせることを求める必要はありません。また、新型コロナウイルス感染症の対策や治療に当たる医療従事者その他の特定の職業である家族を持つ者について医学的な根拠なく登校を控えることを求めるることは偏見や差別につながる行為であり、不適切であることに留意すること。

（4）海外から帰国した児童生徒等への対応について

一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている場合は、当該待機の期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構いません。

2. 臨時休業の判断について

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業の要否等について、学校の設置者は、文部科学省事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改訂について[令和4年8月19日付け]」や、大阪府教育庁の通知「『府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル』及び『府立学校における今後の教育活動等について』[最新版]」等を参考に判断します。臨時休業については、現に学校内で感染が広がっている可能性に対して、児童生徒等の学びの保障の観点等に留意しつつ、まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うことが重要です。

第5章 幼稚園等において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、前章までに述べた感染症対策を参考するとともに、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項については基本的対処方針等における保育所等と同様の扱いとすることに留意してください。

1. マスクの取扱いについて

- (1) 幼児については、マスクの着用は求めないこと。
- (2) 基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子どもや保護者に対して適切に配慮すること。
- (3) 教職員等については、マスクの着用は個人の判断にゆだねることが基本となるが、感染対策上の理由等によりマスクの着用を求めるることは許容されること。

2. 幼稚園における保育活動について

- (1) 幼稚園における保育活動を行う中での感染防止対策は、幼児特有の事情や施設の規模等を踏まえて、あくまで可能な範囲で実施すること。
- (2) 個々の子どもの理解度や気持ちにかかわらず一律に指導すると言った徹底的な対応までを行うものではなく、教職員が、可能な限りの感染防止策を講じる重要性を理解・意識した上で、普段の保育を実施するに当たって工夫できる範囲で取り組むこと。

《本マニュアルに関する連絡先》

○地域ごとの行動基準に関すること

小中学校課 学事グループ 06-6944-6886

○保健指導・衛生管理に関するこ

臨時休業に関するこ

保健体育課 保健・給食グループ 06-6944-9365

○障がいのある児童生徒等への対応に関するこ

支援教育課 支援学級グループ 06-6944-9363

○児童生徒・保護者のケアについて

偏見や差別・いじめについて

小中学校課 生徒指導グループ 06-6944-3823

○各教科の指導に関するこ

幼稚園における指導に関するこ

小中学校課 教務グループ 06-6944-3816

○部活動に関するこ

体育に関するこ

保健体育課 競技スポーツグループ 06-6944-6904

○学校給食に関するこ

保健体育課 保健・給食グループ 06-6944-6903